清水港海岸　江尻・日の出地区
津波防護施設整備計画

平成 27 年 12 月

清水港海岸 江尻・日の出地区津波防災対策検討委員会

はじめに

清水港海岸 江尻・日の出地区津波防災対策検討委員会（以下、「委員会」という。）は、「清水港海岸　江尻・日の出地区津波防護施設整備計画」の策定を目的として設置した委員会である。

静岡県は、海岸法に基づく海岸保全基本計画に基づき防潮堤等の海岸保全施設の整備を進めてきた。しかし、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、これまでの想定を大きく上回る巨大津波が発生し甚大な被害が発生した。県は、この被害の状況や最新の知見を踏まえ、平成 25 年 6 月に新たな被害想定となる「静岡県第 4 次地震被害想定」を発表し、これにともない、海岸保全施設の規模や配置等（防護ライン）を定めた駿河湾沿岸海岸保全基本計画を平成 26 年 7 月に変更した。しかし、清水港海岸江尻・日の出地区（以下「江尻・日の出地区」という。）については、地域住民や港内企業等から、施設整備の位置等について様々な意見が寄せられたことから、防護ラインを確定することができなかった。

そこで、静岡県は、駿河湾沿岸海岸保全基本計画の策定に先立って、本委員会を設置し、津波防護施設の整備の基礎資料となるこの「津波防護施設整備計画」のとりまとめを委嘱した。

平成 27 年 9 月までに 6 回開催された委員会では、県の提供する各種資料や地元説明会を通じて寄せられた地元住民や関係企業等の意見、及び一般からの意見募集（パブリックコメント）を参考として、本計画をとりまとめた。

江尻・日の出地区は、住宅や工場が密集しており、津波に襲われると甚大な被害が発生する恐れがある。そこで、津波防護施設の整備を急ぐ必要があるが、この地区は、富士山や港の美しい眺望に恵まれ、多くの市民や観光客に親しまれている地区でもあり、景観やにぎわいへの配慮も重要である。

委員会がとくに重要視した点は、津波に対する適切な対応と清水港の持つ多様な機能、地域の経済、まちの賑わい、さらに、防潮堤建設にともなう富士山の展望を含む地域景観との調和をどのように実現するかということであった。委員会では、このような点に最大限に注意を向け、本計画を決定した。

静岡県においては、本計画に基づき、地域住民、関係企業、行政機関の協議を継続し、津波防護施設の適切かつ迅速な整備を進めることを切に願うものである。

清水港海岸 江尻・日の出地区津波防災対策検討委員会
委員長　桑子　敏雄

目　次

はじめに

１．　計画の背景 1

（１）　第４次地震被害想定について 1

（２）　海岸保全基本計画について 2

２．　委員会の概要 5

（１）　委員会の目的・ポイント 5

（２）　委員会における検討経緯 5

３．　津波防護施設整備計画 8

（１）　江尻・日の出地区の概要 8

（２）　津波防護施設の形式 9

（３）　ゾーン区分 10

（４）　検討課題 11

（５）　津波防護施設の整備方針 15

参考資料　　各ゾーンの整備例

１．本計画策定の背景

（１） 静岡県による第４次地震被害想定について

① 津波の想定

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、巨大津波により太平洋沿岸の地域で甚大被害を受けた。これを踏まえ、静岡県は、平成 25 年 6 月に静岡県第 4 次地震被害想定を公表した。

この想定では、「発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波」（レベル２の津波）と「最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波」（レベル１の津波）の２つのレベルの津波について被害想定を行い、江尻・日の出地区の津波による津波最大浸水深は、レベル１の津波では 0.3～1m、レベル２の津波では 2～3m と想定している。

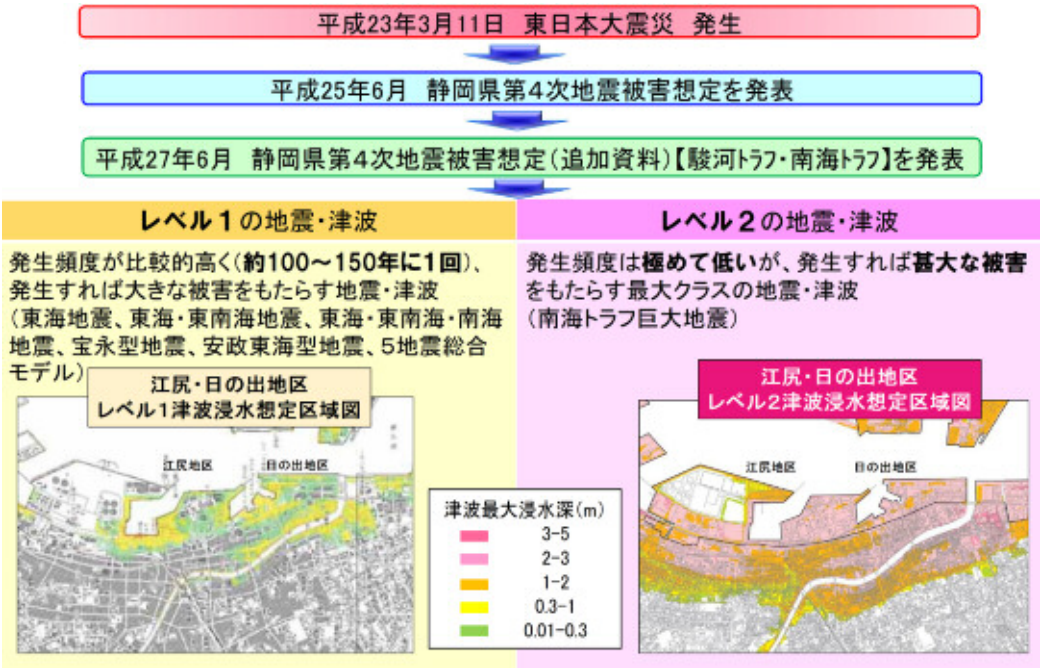

図 1　第 4 次地震被害想定による津波の想定

② 静岡県による新たな津波対策の考え方

静岡県は、これを踏まえ、従来の東海地震を想定した津波対策を見直し、津波に対しては、安全な場所への避難等の避難対策の構築を基本としつつ、レベル１の津波に対しては、人命や財産の保護、地域経済活動の安定化、生産拠点の確保の観点から、防潮堤等の津波防護施設を整備することとしている。また、レベル２の津波に対しては、レベル１の津波に対する津波防護施設により被害の軽減を図るとともに、避難を中心とするソフト対策を推進することとしている。

また、レベル１津波に対する対策の施設整備が完了すると、レベル１津波に対しては浸水を防止でき、また、レベル２津波に対しては、津波が施設を乗り越えるため、浸水を防ぐことはできないものの、津波による浸水域や浸水深さを減少させたり、津

波到達時間を引き伸ばしたりする減災効果が期待できるとしている。

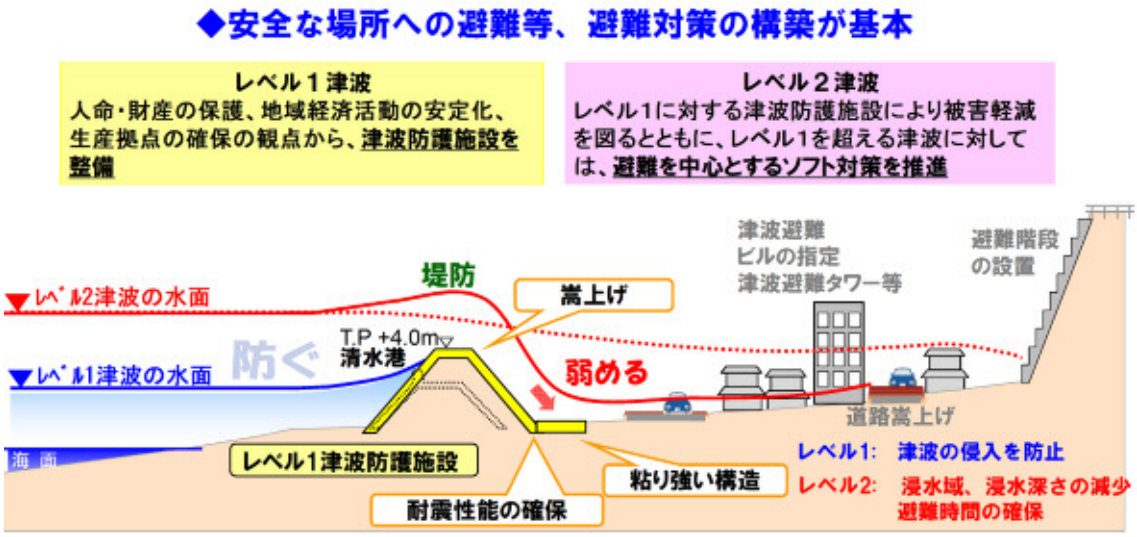

図 2　新たな津波対策の考え方

（２）　海岸保全基本計画について

① 海岸保全基本計画とは

海岸保全基本計画とは、海岸法によって策定が定められた計画であり、国が定めた「海岸保全基本指針」に基づいて都道府県が、沿岸ごとに整合性のとれた総合的な海岸の保全を実施するために、地域の意見等を反映して作成するものである。

海岸保全基本計画には、「海岸の保全に関する事項」と「海岸保全施設の整備に関する事項」を定め、「海岸保全施設の整備に関する事項」においては、整備しようとする海岸保全施設（津波防護施設）の区域、施設の種類、規模を定めることとなる。

静岡県は、「伊豆半島沿岸」「駿河湾沿岸」「遠州灘沿岸」の海岸ごとに海岸保全基本計画を策定し、災害からの“防護”に加え、“環境”の整備、保全のほか適正な“利用”にも配慮した海岸の保全に取り組んでいる。

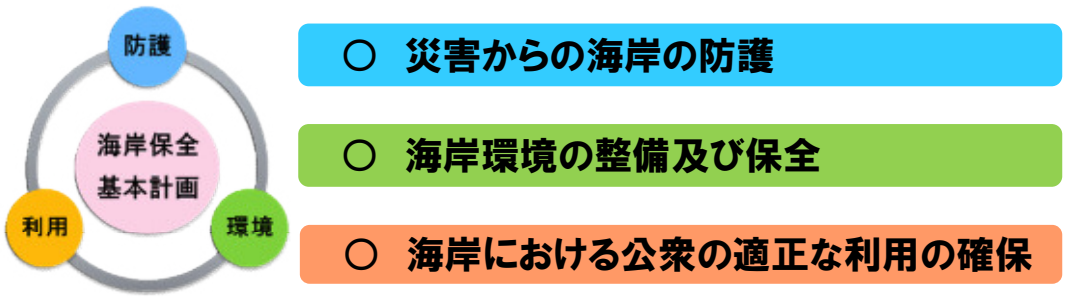

図 3　海岸保全基本計画の概要

② 駿河湾沿岸海岸保全基本計画の変更

これまでの海岸保全基本計画における津波対策は、第 3 次地震被害想定に基づき東海地震による津波を対象に施設規模等を設定していたが、平成 25 年 6 月に公表した第 4 次地震被害想定により、津波高等が見直され変更の必要が生じた。このため、静岡県は、平成 26 年 7 月に駿河湾沿岸海岸保全基本計画（変更）を変更し、対象津波の見直しに伴う海岸保全施設の必要高さの引き上げと、規模や位置の変更を行った。

③ 江尻・日の出地区の海岸保全施設整備方針

静岡県は、江尻・日の出地区における津波防護施設整備計画を、これまで幾度となく検討してきたが、施設整備にともなう港湾利用への影響や景観の阻害等から、施設を整備する位置（津波防護ライン）が確定していなかった。

第 4 次地震被害想定を受け、静岡県は、江尻・日の出地区におけるレベル 1 津波に対する津波防護施設の必要堤防高を T.P.+4m※に定め、津波防護施設を港湾施設の陸側に整備する案により、地元住民や港内企業等に説明を行い、理解を求めたが、施設の具体的な整備位置（防護ライン）について、様々な意見が寄せられたため、江尻・日の出地区の計画を盛り込まずに、平成 26 年 7 月、駿河湾沿岸海岸保全基本計画を変更した。

※T.P.とは、東京湾平均海面の高さで、T.P.+4m は、東京湾平均海面の高さより 4m 高い標高を表す

出典：駿河湾海岸保全基本計画（H26.7）
「駿河湾海岸保全基本計画（変更）　平成 26 年 7 月　静岡県」抜粋

図 4　清水港海岸の海岸保全施設整備図

図 5　清水港における津波防護施設の必要高さ

注：本図は、平成 27 年 6 月 18 日に見直しを行ったレベル 1 想定津波高による。当地区の津波防護施設の必要高さは T.P.+4.0m で変更はない。

2. 委員会の概要

（1） 委員会の目的・ポイント

以上の経緯を受けて、静岡県は、平成 26 年 6 月に江尻・日の出地区の周辺住民や地区の港内立地企業、行政等が協力し、賑わいづくりや港湾利用に配慮しつつ、緊急的かつ効果的に実現できる防護ラインを構築するため委員会を設置した。

委員会は、学識経験者、港内企業、地元住民、行政（静岡県、静岡市）で構成し、平成 27 年 9 月までに 6 回の委員会を開催し、江尻・日の出地区の津波防護施設（防護ライン）の検討を行った。

委員会は、津波防護施設の検討にあたって、「津波防災、賑わいづくりや港湾利用、景観に配慮した整備計画の策定」、「緊急的かつ効果的に実現できる整備計画の策定」、「防護施設の経済性、確実性、運用面、維持管理等を総合的に勘案した最適な防護ラインの検討」を議論の重要ポイントとした。

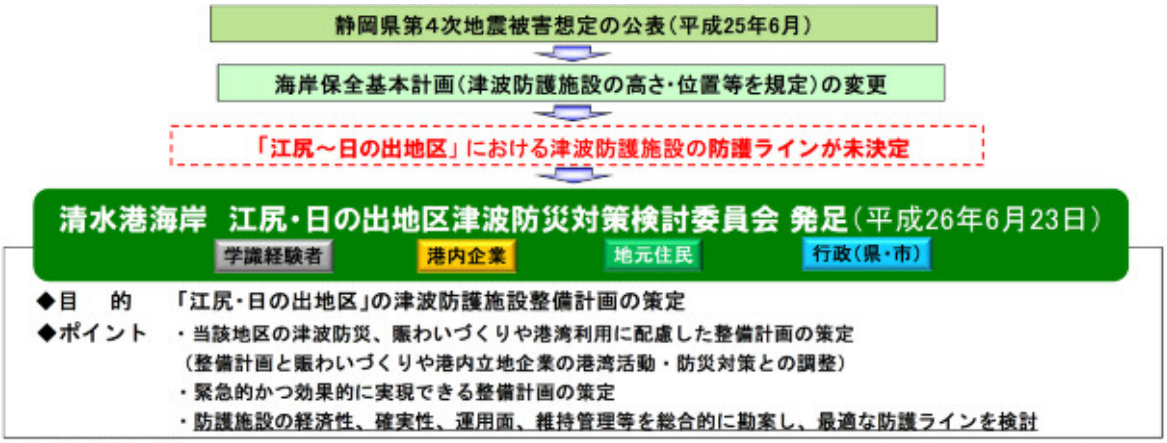

○委員会メンバー　　上段：平成26年度　下段：平成27年度

分類	氏名	所属	分類	氏名	所属
学識（合意形成学）	桑子 敏雄	東京工業大学大学院 教授	地元（住民）	川口 進 藤ヶ谷 武敏	清水区浜田地区連合自治会 会長
学識（都市ﾃﾞｻﾞｲﾝ）	黒瀬 武史	東京大学大学院 助教	地元（住民）	大石 嵩三	清水区清水地区連合自治会 会長
地元（港内企業）	川隅 義之	はごろもフーズ㈱取締役	行政（静岡市）	村松 正章	経済局商工部参与兼清水港振興課 課長
地元（港内企業）	藪崎 洋己 風間 利夫	東洋冷蔵㈱取締役常務執行役員 東洋冷蔵㈱常務執行役員	行政（静岡市）	小長谷 敏行 新村 敏明	総務局危機管理部防災対策課 課長 総務局危機管理総室 次長補佐兼津波対策担当課長
地元（港内企業）	林 健 中村 誠一朗	清水江尻港推進委員会 事務局長	行政（静岡市）	向達 寛	都市局都市計画部都市計画課 都市企画担当課長
地元（港内企業）	大井 一郎	㈱ドリームプラザ 代表取締役社長	行政（静岡県）	柳本 仁 杉山 雄二	交通基盤部港湾局港湾企画課 課長
地元（港内企業）	川田 和史	アオキトランス㈱常務取締役管理本部長	行政（静岡県）	梅原 正	交通基盤部港湾局港湾整備課 課長
地元（住民）	中山 義一 菊地 忍	清水区辻地区連合自治会 会長	行政（静岡県）	原 隆一 藤浪 哲也	清水港管理局 局長
地元（住民）	鈴木 栄	清水区江尻地区連合自治会 会長			

図 6 江尻・日の出地区津波防災対策検討委員会の概要

（2） 委員会における検討経緯

第 1 回委員会（平成 26 年 6 月 23 日）では、津波対策の基本方針等と津波防護施設の形式を提示し、江尻・日の出地区の現状と津波対策の課題について話し合った。

第 2 回から第 5 回の委員会では、江尻・日の出地区を 5 つのゾーンに分けてゾーンご

との防護ラインの計画案について検討を行った。平成 27 年 1 月 16 日には、実際と同じ高さの防潮堤の模型を、現地に設置し景観への影響や圧迫感等の検証を行った。

平成 27 年 7 月 8 日に開催した第 5 回委員会では、これまでの検討結果を集約し、各ゾーンの施設整備方針を整理した「江尻・日の出地区津波防護施設整備計画（委員会推奨案)」をとりまとめた。

この委員会推奨案について、静岡県は、平成 27 年 7 月 29 日～8 月 26 日に清水港管理局のホームページを活用し、一般の方々からの意見募集を行うとともに、平成 27 年 8 月 5 日～8 月 31 日に地元住民や関係企業等への説明会を実施し、委員会推奨案に対する意見を収集した。委員会では、収集意見を参考に最終計画案を作成し、平成 27 年 9 月 30 日に開催した第 6 回委員会において「江尻・日の出地区津波防護施設整備計画」を決定した。

本計画は、今後、県が実施する「駿河湾沿岸海岸保全基本計画」の変更や、海岸事業計画等の策定、津波防護施設に関する調査や設計の基礎資料となる。

なお、津波防護施設の整備にあたっては、県が地元住民や関係企業等と広く協議を行い、具体的な位置や構造等の詳細を決定していくこととなる。

図 7　委員会の検討状況

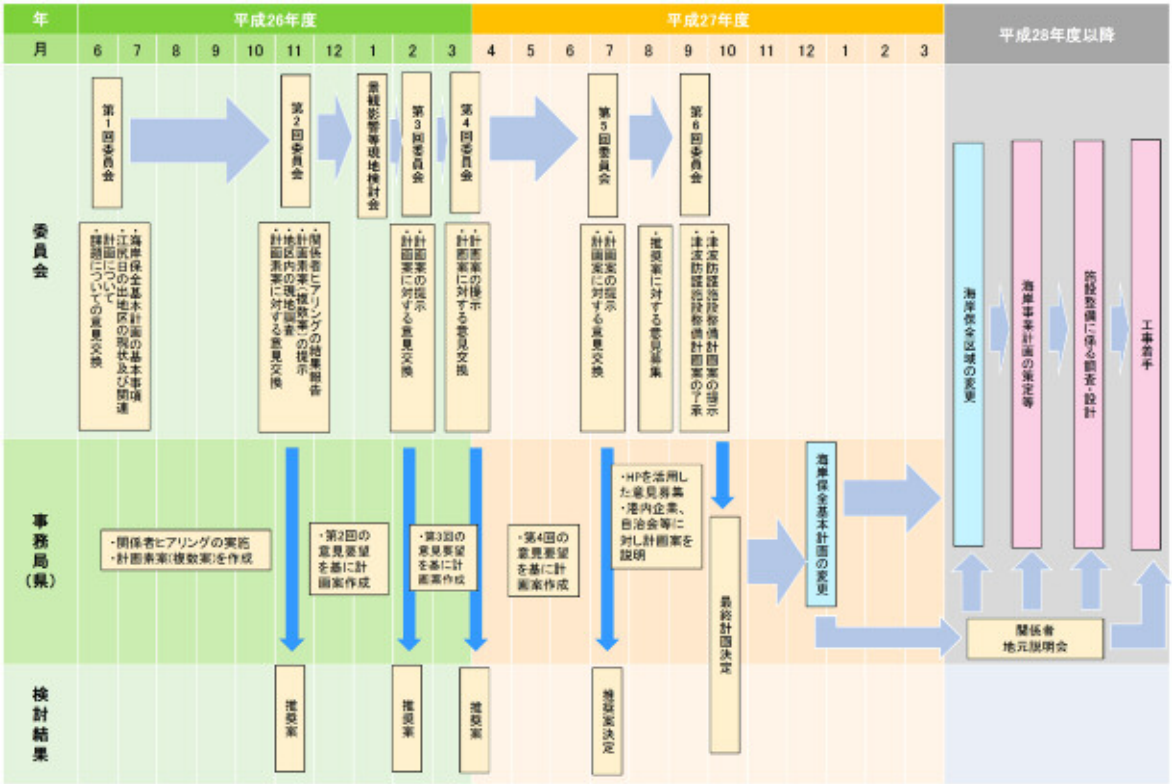

図 8　委員会の検討から工事着手までのスケジュール（案）

３. 津波防護施設整備計画

（１） 江尻・日の出地区の概要

① 江尻地区

江尻地区は、水面を囲むように集客施設や事業所が並んでいる。

清水駅みなと口に近接する岸壁の背後には、魚市場や飲食店が多数入居する集客施設が立地し、観光客等を対象にした交流・賑わいの場所となっている。

船溜まりの南側の岸壁では、水産物の陸揚げ等が日々活発に行われ、荷役のトラックの往来が激しい場所になっている。岸壁背後には、冷蔵倉庫や工場等の事業所が集積し、多くの人々が働いている。

② 日の出地区

日の出地区は、物流、人流、緑地、商業、行政等の多様な機能が集積している。

地区の北側は、Ｊ－オイルミルズの工場が立地し、前面の岸壁や桟橋では、原料や製品を輸送する貨物船の荷役が行われている。

地区の中央に広がる清水マリンパークは、富士山と港の眺望が美しい憩いの場として市民に親しまれている。その背後には、エスパルスドリームプラザ等の商業施設が集積し、清水マリンパークと一体となって、交流・賑わいの空間を形成している。

清水マリンパークの南側には、フェリーや旅客船が発着する日の出埠頭の他、清水港管理局、清水海上保安部、名古屋税関清水税関支署等の行政機関が立地している。

図 9　江尻・日の出地区の利用状況

（２） 津波防護施設の形式

委員会では、静岡県から津波を防ぐ方法として提案のあった「陸域で防護」する方法と「港口（水域）で防護」する方法について、比較検討した結果、技術的信頼性、経済性等の面で優れる「陸域で防護」する方法を基本として防護ラインの検討を行うこととした。

「陸域で防護」する方法は、水際に胸壁や盛土を巡らせて津波の侵入を防ぐ方法で、岸壁への出入りや道路の通行を確保するために陸閘を設置する。この方法は、整備実績が豊富で津波防護に対する信頼性が高く、建設費や維持管理費を低く抑えることができる。ただし、当地区での胸壁や盛土の高さは、地面から 2.5m 程度となり、港の眺望を遮ったり岸壁での荷役作業に支障が生じたりする可能性がある。

他方、「港口（水域）で防護」する方法は、港の入口の水域に水門を設置して津波の侵入を防ぐ方法で、水門の型式には、ローラーゲート式、フラップゲート式、浮上式等の種類がある。この方法は、水際から離れた港口に水門を整備するため、港からの景観が遮られず、荷役等にも影響がないメリットがある。ただし、江尻・日の出地区の港口に整備する場合は、全国でも例のない大規模な施設となり、清水港の津波到達時間に対応するためには整備実績がない新しい型式の水門を採用する必要があり、建設費や維持管理費が巨額になる。また、水門にリスクが集中するため、水門を閉鎖できない場合は、大規模な被害を引き起こす恐れがある。

以上を総合的に判断し、「陸域で防護」する方法を基本とした。

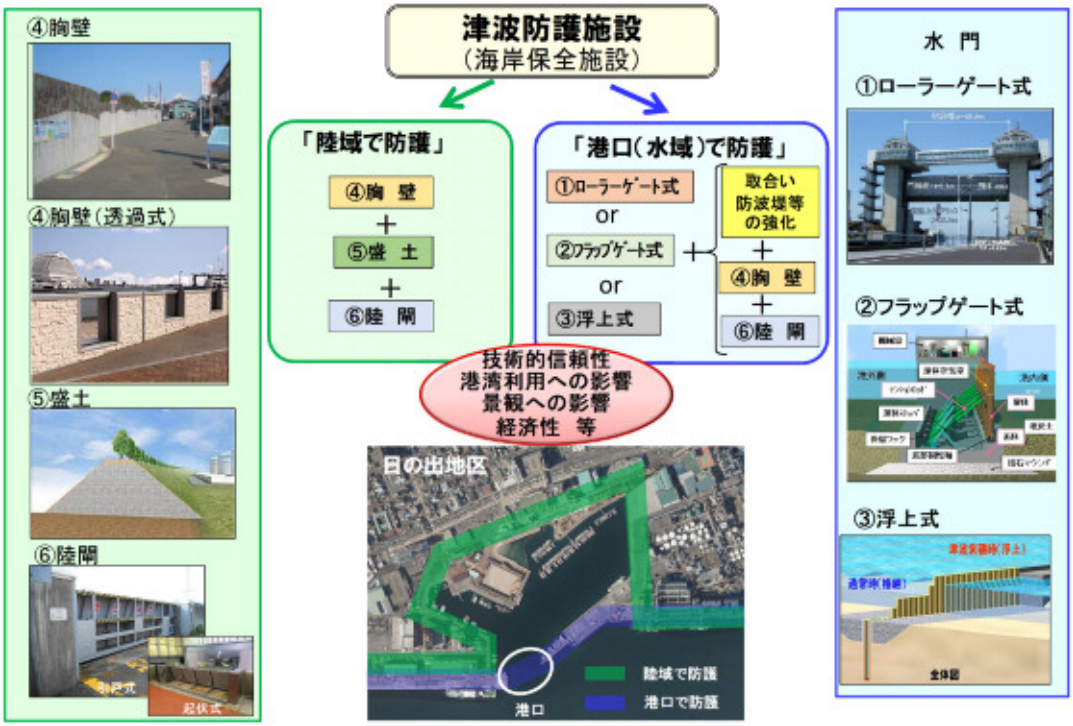

図 10 津波防護施設の形式

表 1　津波防護の方法の比較

長所：青字　　短所：赤字

	港口（水域）で防護		陸域で防護
対策手法	ローラーゲート（海上施設）による対策	フラップゲート（海上施設）による対策	防潮堤＋陸閘（陸上施設）による対策
導入実績	・当形式は、全国に多数実績があるものの、これほどの大規模の施設はなし	・実海域で実験はあるが、採用実績はなし	・従来の方法であり、全国的に多数の実績がある
技術的完成度	・東日本大震災等の経験から検証済みであり、技術的に確立している ・ただし、導入施設は、大規模となるため、長周期地震等のL2地震動に対する検証が必要	・実海域で実証実験はしているものの、津波の来襲経験はなく、採用するには実用面での技術的検証が必要	・東日本大震災などの経験等から検証済みであり、技術的に確立している
防災機能	・水門が機能しなかった場合に地区全体で大きな被害が発生する（リスクの集中） ・港内全体が防護区域内となる	・水門が機能しなかった場合に地区全体で大きな被害が発生する（リスクの集中） ・港内全体が防護区域内となる	・陸閘等が機能しなくても被害の軽減が期待できる（リスクの分散） ・防護ライン前面（海側）は、防護区域外となる
避難対策	・従来の対策と変わらない	・従来の対策と変わらない	・防潮堤が障害となる箇所は、対策が必要
水門閉鎖時間	・閉鎖時、扉体の移動距離が長いため、津波到達までに間に合わないおそれあり	・扉体は、フック解除後、浮力を利用し自動的に起き上がるため、津波到達までに間に合う	・陸閘の閉鎖速度は、津波到達時間にあわせて製作が可能
港湾利用	・陸上での施設整備がないため、港湾内での企業活動、交通、交流等への影響はない ・航路幅が狭くなるとともに視距が短くなることにより、航行上のリスクが増す ・船舶の交互航行は不可能となる ・対象船舶以上の船舶の入港が不可能となる ・整備時及び定期的な維持管理・試運転時には、船舶の航行を禁止する必要がある	・陸上での施設整備がないため、港湾内での企業活動、交通、交流等への影響はない ・水門自動閉鎖時（地震発生時）、航行する船舶と衝突の可能性あり（船舶航行時には、水門閉鎖が困難） ・整備時及び定期的な維持管理・試運転時には、船舶の航行を禁止する必要がある	・整備する位置によっては、企業活動、交通、交流等には影響を及ぼすおそれあり
景　観	・デザインによっては、ゲートウェイとして、街のシンボルとなりうるが、一方、景観阻害の原因となるおそれあり	・現在と全く変化なし	・整備する位置・構造によっては、圧迫感や景観を損なうおそれあり
建設費（江尻地区）	・建設費用が高価（陸域の10倍）	・建設費用が高価（陸域の7倍）	・建設費用が安価
事業期間等	・完成までに長期間要する ・水門本体整備時は、多額の費用確保が必要	・完成までに長期間要する ・技術的検証に時間を要し、早急着手は困難	・短期間での完成が期待できる ・予算に応じた整備が可能
維持管理等	・水門は、定期的な管理運転が必要 ・水門部の維持管理費用が恒久的に必要	・水門は、定期的な管理運転が必要 ・水門部の維持管理費用が恒久的に必要 ・常時、扉体は海底面に格納されているため、維持管理方法の確立が必要	・陸閘は定期的な管理が必要 ・築堤（盛土）やコンクリート構造物は、メンテナンスがほとんど必要なし
総合評価（確実性）	×	×	○

注：建設費は、概算費用で江尻地区に整備した場合についての試算結果を比較している。
　　港口（水域）で防護する方法のうち、浮上式については、技術的信頼性が低いため比較の対象外とした。

（３）　ゾーン区分

委員会では、江尻・日の出地区を次の５つのゾーンに区分し、防護ラインの検討を行った。

図 11　ゾーン区分

（４） 検討課題

委員会において抽出された、ゾーンごとの防護ラインの検討課題は次の通りである。

表 2　ゾーンごとの防護ラインの検討課題

全　　体
・賑わい、商業、工業、物流のポテンシャルが高い江尻・日の出地区各ゾーン（地区）の特色に応じた防護ラインの検討 ・江尻・日の出地区全体としての一体性・連続性への配慮 ・災害時の陸閘の管理や閉鎖できない場合のリスクを考慮した効率的な陸閘位置の検討 ・ハード・ソフト両面からの津波対策

清水マリンビル周辺ゾーン
○防護（防護ライン） ・観光客等の来訪者や従業員の安全確保 ・災害時防災拠点となる清水港管理局が入居する清水マリンビル及び清水海上保安部等が入居する港湾合同庁舎の防護 ・日の出地区の将来のまちづくりに配慮した防護ラインの設定 **○景観・賑わい創出** ・富士山や港の眺望等の景観に配慮した防護ラインの設定、津波防護施設の構造、デザインの検討 **○避難対策** ・津波避難ビルに指定されている清水マリンビル、港湾合同庁舎、清水マリンターミナルへの避難ルートの配慮

清水マリンパーク賑わいゾーン

○防護（防護ライン）

・観光客等の来訪者や従業員の安全確保

・ウォーターフロントの賑わい施設とロードサイド店としての性格を併せ持つ商業施設の道路からの視認性やアクセスの配慮

・商業施設からの港の眺望や緑地との一体性の配慮

○景観・賑わい創出

・商業施設利用者への圧迫感軽減を配慮した津波防護施設の構造の検討

・市内を代表する賑わい拠点から、津波防護施設の色彩等デザインの配慮

○港湾（港内）利用

・店舗への出入りや駐車場への車両の出入りを考慮した陸閘の配置

・清水マリンパークの緑地としての機能維持

○避難対策

・津波避難ビルに指定されているドリームプラザとアオキトランス本社への避難ルートの配慮

J-オイルミルズ周辺ゾーン

○防護（防護ライン）

・港内企業の従業員等の安全確保

○景観・賑わい創出

・清水マリンパークから確認できる津波防護施設の景観に配慮したデザインの検討

○港湾（港内）利用

・港内企業の車両の出入りを考慮した陸閘の配置

○避難対策

・岸壁等で従事している作業員等の避難ルートの配慮（津波避難施設まで遠いため）

水産業振興ゾーン

○防護（防護ライン）

・港内企業の従業員の安全確保

・マグロの水揚げや仕込み船の岸壁利用等にともなうトラック等の動線や荷役に配慮した防護ラインの設定

○港湾（港内）利用

・トラック等の車両の動線を考慮した陸閘の配置

・県立魚舎や廃屋倉庫の撤去を考慮した荷役スペース確保の検討

○避難対策

・岸壁で荷役作業等に従事している作業員等の避難ルートの配慮

魚市場賑わいゾーン

〇防護（防護ライン）

・観光客等の来訪者や従業員の安全確保

・水際に立地する店舗兼住宅等の防護

・ウォーターフロントの賑わい施設とロードサイド店としての性格を併せ持つ集客施設の道路からの視認性とアクセスの配慮

〇景観・賑わい創出

・集客施設利用者への圧迫感を極力軽減する津波防護施設の構造の検討

・市内を代表する賑わい拠点から、津波防護施設の色彩等デザインの配慮

・清水駅からのアプローチ、遊歩道、港の眺望を楽しむ視点場等の多面的な機能を持つ津波防護施設の検討

〇港湾（港内）利用

・店舗への出入りや港内定期船や漁船等の利用動線を考慮した陸閘の配置

〇避難対策

・津波避難ビルであるテルサ等への避難ルートの配慮

（５） 津波防護施設の整備方針

委員会では、以上のような検討を踏まえて、津波防護施設の整備方針を以下のように定めた。

① 基本理念

江尻・日の出地区は、住宅、製造業や物流業、水産流通、商業、観光等の港内立地企業、行政機関等、多様な機能が集積する地区である。

冷蔵倉庫や工場が集積する当地区は、企業の事業活動にとって重要であるとともに、地域にとっても関連産業への波及効果や雇用確保の面で重要な地域である。

係留施設や荷捌地等の港湾施設は、港内立地企業が使用する原材料の搬入や製品の出荷、水産物の水揚げ、旅客船の発着所等として利用されている。

また、当地区は、清水港と富士山の優れた眺望に恵まれ、商業・観光施設が集積し、多くの県民や観光客が訪れる静岡県を代表する賑わい拠点となっている。

このような、江尻・日の出地区は、防潮堤等の津波防護施設が未整備であり、早急に整備する必要がある。一方で、津波防護施設は、清水港の水際へのアクセスや眺望の支障となる面もあり、地域住民や当地区で働く人々の安全を守るとともに、清水港が持つ多様な機能、景観、経済、賑わい等に配慮する必要がある。

これらのことから、基本理念を次のように設定する。

清水港の持つ多様な機能、景観、経済、賑わい等に配慮した防護ラインの設定

② 基本事項

江尻・日の出地区における津波防護施設の整備にあたっては、以下の３点を基本とする。

○江尻・日の出地区では、天端高 T.P.+4.0m の津波防護施設を整備し、レベル 1 津波に対する防護機能、並びにレベル 2 津波に対する減災機能を確保する。

○江尻・日の出地区の多様性に配慮し、その場所の特性に応じた津波防護施設を検討する。特に、景観や賑わいの創出に配慮すべき箇所については、地区全体の統一性に配慮しながら、各ゾーンの特徴を損なわないデザイン等を検討する。

○津波防護施設の整備にあたっては、今後の調査・設計の段階から地域住民、関係企業及び行政機関と広く協議を行いながら、具体的な配置や構造を決定する。また、その検討経緯を広く関係者に周知されるよう、説明会の開催等十分な広報・ＰＲに努める。

③ ゾーンごとの整備の考え方

基本理念と基本事項、各ゾーンの課題を踏まえた、ゾーンごとの津波防護施設の整備の考え方は以下の通りである。

a. 清水マリンビル周辺ゾーン

〇防護（防護ライン）

・津波防護施設は、災害時の防災拠点であるとともに津波避難施設である官公庁施設を防護できるよう、水際に配置する。

・津波防護施設は、日の出埠頭等の将来計画を考慮した配置、構造とする。

〇景観・賑わい創出

・津波防護施設は、歩行者からの富士山や港の眺望に配慮した構造とする。

・津波防護施設は、富士山への眺望と周辺景観に配慮した外観（色彩・意匠）とする。

〇港湾（港内）利用

・人や車両の動線を考慮し、陸閘を配置する。

〇避難対策

・津波防護施設には、乗り越えられる避難階段を設置し、避難ルートを確保する。

b. 清水マリンパーク賑わいゾーン

〇防護（防護ライン）

・津波防護施設は、商業施設と清水マリンパークが一体となってにぎわい空間を形成していること、また、商業施設が津波避難施設に指定され利用者の避難場所が確保できることから、商業施設の国道側に配置する。

〇景観・賑わい創出

・清水マリンパーク内の緑地帯は、景観に配慮し、津波防護機能を持たせた築山とする。

・津波防護施設は、道路からの商業施設の視認性の確保や、歩行者への圧迫感の緩和に配慮した構造とする。

・津波防護施設は、富士山への眺望と周辺景観に配慮した外観（色彩・意匠）とする。

〇港湾（港内）利用

・陸閘は、人の動線や視認性を考慮して配置するとともに、商業施設の利用に支障とならない構造とする。

〇避難対策

・津波避難ビルへの避難ルートを確保する。

c. Ｊ－オイルミルズ周辺ゾーン

〇防護（防護ライン）

・公共岸壁沿いの津波防護施設は、事業所への車両の出入りを考慮し、公共岸壁と港内道路の境界に配置する。

・事業所敷地内の津波防護施設は、事業所の施設を防護できるよう水際に配置する。

・事業所敷地内の既設防潮堤については、嵩上げと耐震補強を行い、津波防護施設として活用する。

〇景観

・日の出船溜まり側の津波防護施設は、富士山への眺望と周辺景観に配慮した外観（色彩・意匠）とする。

〇港湾（港内）利用

・事業所や岸壁に出入りする車両等の動線を考慮し、陸閘を配置する。

〇避難対策

・津波防護施設には、乗り越えられる避難階段を設置し、避難ルートを確保する。

・津波来襲までに避難施設への避難が難しいと思われる津波避難困難区域では、津波防護施設と併せて津波避難施設を整備する。

d. 水産業振興ゾーン

〇防護（防護ライン）

・津波防護施設は、地区内の事業所を防護できるよう、事業所の海側に配置する。

・岸壁に出入りするトレーラー等の動線や荷役のスペースを考慮し、津波防護施設を配置する。

〇港湾（港内）利用

・事業所や岸壁に出入りする車両等の動線を考慮し、陸閘を配置する。また、位置選定においては、堤内からの荷役作業状況の把握も検討要素とする。

〇避難対策

・津波防護施設には、乗り越えられる避難階段を設置し避難ルートを確保する。

・津波来襲までに避難施設への避難が難しいと思われる津波避難困難区域では、津波防護施設と併せて津波避難施設を整備する。

e. 魚市場賑わいゾーン

〇防護（防護ライン）

・津波防護施設は、住宅､魚市場､集客施設､事業所を防護できるよう水際に配置する。

〇景観・賑わい創出

・集客施設前の津波防護施設は、遊歩道の機能や、港の眺望を考慮した構造とする。

・集客施設前の津波防護施設は、利用者への圧迫感に配慮した構造とする。

・集客施設前の津波防護施設は、富士山への眺望と周辺景観に配慮した外観（色彩・意匠）とする。

〇港湾（港内）利用

・津波防護施設の背後の通路は、事業所や集客施設に出入りする車両が通行できる幅員を確保する。

・津波防護施設の前面には、船舶の係留が可能な幅を確保する。

・船舶の係留や荷役、港内定期船の利用者の動線を考慮し、陸閘を配置する。

〇避難対策

・津波防護施設には、乗り越えられる避難階段を設置し避難ルートを確保する。

●基本理念　清水港の持つ多様な機能、景観、経済、賑わい等に配慮した防護ラインの設定

●基本事項　・江尻・日の出地区では、天端高 T.P.+4.0m の津波防護施設を整備し、レベル１津波に対する防護機能、並びにレベル２津波に対する減災機能を確保する。

・江尻・日の出地区の多様性に配慮し、その場所の特性に応じた津波防護施設を検討する。特に、景観や賑わいの創出に配慮すべき箇所については、地区全体の統一性に配慮しながら、各ゾーンの特徴を損なわないデザインを検討する。

・津波防護施設の整備にあたっては、今後の調査・設計の段階から地域住民、関係企業及び行政機関と広く協議を行いながら、具体的な配置や構造を決定する。また、その検討経緯を広く関係者に周知されるよう、説明会の開催等十分な広報・ＰＲに努める。

ゾーン名称	魚市場賑わいゾーン	水産業振興ゾーン	J-オイルミルズ周辺ゾーン	清水マリンパーク賑わいゾーン	清水マリンビル周辺ゾーン
イメージ図			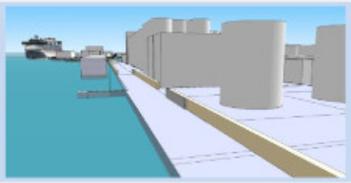		
延長（総延長約 2.9km）	約 0.7ｋｍ	約 0.6ｋｍ	約 0.7ｋｍ	約 0.5ｋｍ	約 0.4ｋｍ
考え方	[防護] ・津波防護施設は、住宅、魚市場、集客施設、事業所を防護できるよう水際に配置する。 [景観・賑わい] ・集客施設前の津波防護施設は、遊歩道の機能や、港の眺望を考慮した構造とする。 ・集客施設前の津波防護施設は、利用者への圧迫感に配慮した構造とする。 ・集客施設前の津波防護施設は、富士山への眺望と周辺景観に配慮した外観（色彩・意匠）とする。 [港湾/港内利用] ・津波防護施設の背後の通路は、事業所や集客施設に出入りする車両が通行できる幅員を確保する。 ・津波防護施設の前面には、船舶の係留が可能な幅を確保する。 ・船舶の係留や荷役、港内定期船の利用者の動線を考慮して、陸閘を配置する。 [避難対策] ・津波防護施設には、乗り越えられる避難階段を設置し避難ルートを確保する。	[防護] ・津波防護施設は、地区内の事業所を防護できるよう、事業所の海側に配置する。 ・岸壁に出入するトレーラー等の動線や荷役のスペースを考慮し津波防護施設を配置する。 [港湾/港内利用] ・事業所や岸壁に出入りする車両等の動線を考慮し、陸閘を配置する。また、位置選定においては、堤内からの荷役作業状況の把握も検討要素とする。 [避難対策] ・津波防護施設には、乗り越えられる避難階段を設置し避難ルートを確保する。 ・津波来襲までに避難施設への避難が難しいと思われる津波避難困難区域では、津波防護施設と併せて津波避難施設を整備する。	[防護] ・公共岸壁沿いの津波防護施設は、事業所への車両の出入りを考慮し、公共岸壁と港内道路の境界に配置する。 ・事業所敷地内の津波防護施設は、事業所の施設を防護できるよう水際に配置する。 ・事業所敷地内の既設防潮堤については、嵩上げと耐震補強を行い、津波防護施設として活用する。 [景観・賑わい] ・日の出船溜まり側の津波防護施設は、富士山への眺望と周辺景観に配慮した外観（色彩・意匠）とする。 [港湾/港内利用] ・事業所や岸壁に出入りする車両等の動線を考慮し、陸閘を配置する。 [避難対策] ・津波防護施設には、乗り越えられる避難階段を設置し避難ルートを確保する。 ・津波来襲までに避難施設への避難が難しいと思われる津波避難困難区域では、津波防護施設と併せて津波避難施設を設置する。	[防護] ・津波防護施設は、商業施設と清水マリンパークが一体となってにぎわい空間を形成していること、また、商業施設が津波避難施設に指定され利用者の避難場所が確保できることから、商業施設の国道側に配置する。 [景観・賑わい] ・清水マリンパーク内の緑地帯は、景観に配慮し、津波防護機能を持たせた築山とする。 ・津波防護施設は、道路からの集客施設の視認性の確保や、歩行者への圧迫感の緩和に配慮した構造とする。 ・津波防護施設は、富士山への眺望と周辺景観に配慮した外観（色彩・意匠）とする。 [港湾/港内利用] ・陸閘は、人の動線や視認性を考慮して配置するとともに、商業施設の利用の支障にならない構造とする。 [避難対策] ・津波避難ビルへの避難ルートを確保する。	[防護] ・津波避難施設は、災害時の防災拠点であるとともに津波避難施設である官公庁施設を防護できるよう、水際に配置する。 ・津波防護施設は、日の出埠頭等の将来計画を考慮した配置、構造とする。 [景観・賑わい] ・津波防護施設は、歩行者からの富士山や港の眺望に配慮した構造とする。 ・津波防護施設は、富士山への眺望と周辺景観に配慮した外観（色彩・意匠）とする。 [港湾/港内利用] ・人や車両の動線を考慮し、陸閘を配置する。 [避難対策] ・津波防護施設には、乗り越えられる避難階段を設置し、避難ルートを確保する。

参考資料

各ゾーンの整備例

注：ここで紹介する整備例は、委員会で検討した津波防護施設整備計画（推奨案）の考え方を踏まえ、津波防護施設を整備した場合のイメージであり、施設の整備位置・構造等については、確定したものではない。

清水マリンビル周辺ゾーン

①

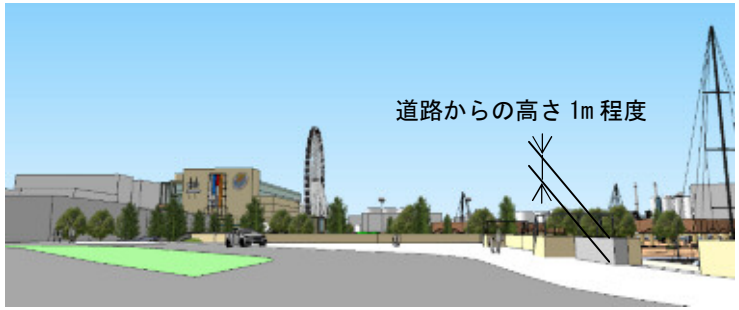

②

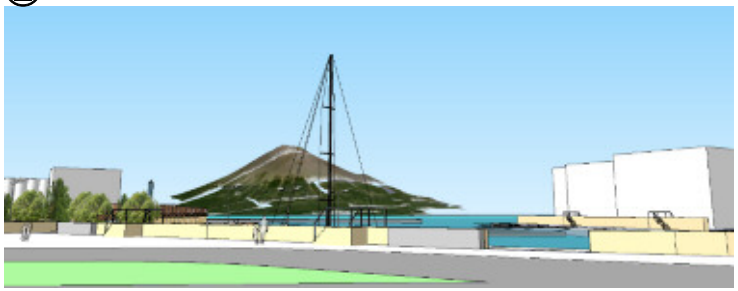

道路から見た富士山と港の眺望
道路を嵩上げし津波防護施設の路面からの高さを抑制する

③

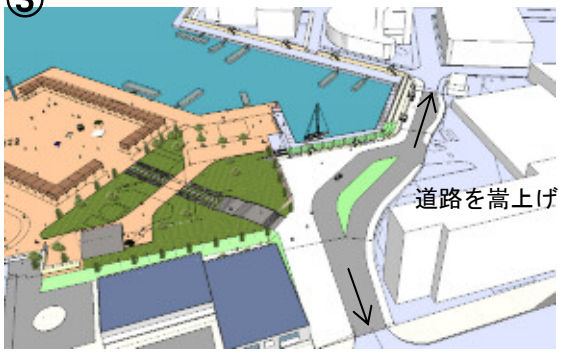

④

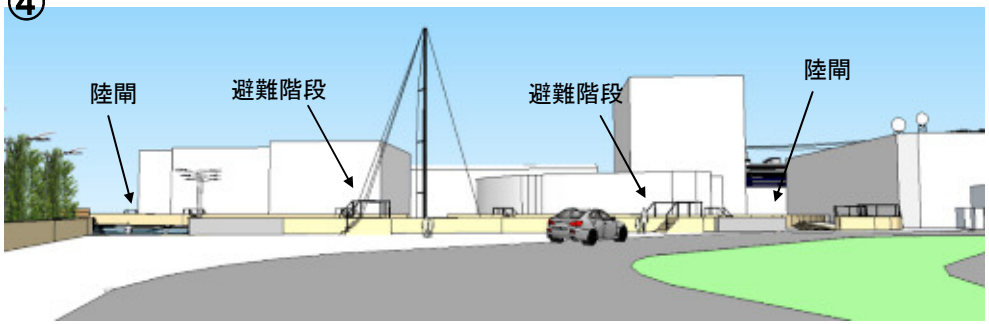

道路からみた津波防護施設　人と車両の出入りのための陸閘と避難階段を設置

この整備例は、委員会で検討した津波防護施設整備計画（委員会推奨案）の考え方を踏まえ、津波防護施設を整備した場合のイメージであり、施設の整備位置・構造等については、確定したものではない。

清水マリンパーク賑わいゾーン

①

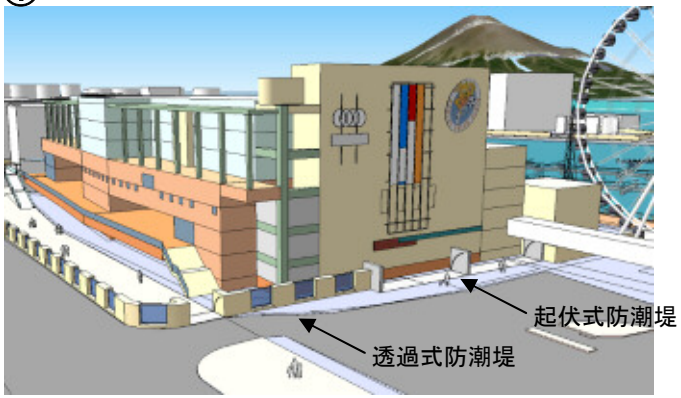

商業施設の視認性の確保、歩行者の圧迫感の緩和のため、透過式防潮堤を採用

②

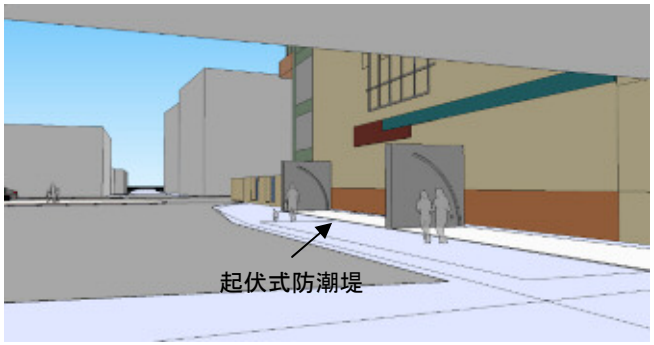

陸閘は、商業施設の利用の支障にならない起伏式防潮堤を採用

③

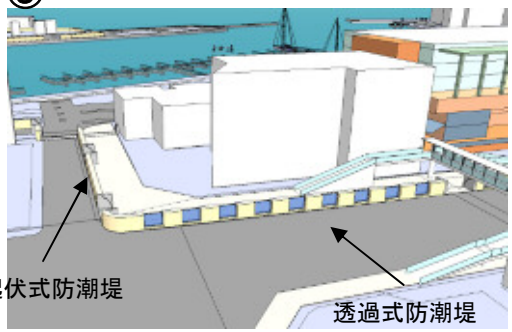

④

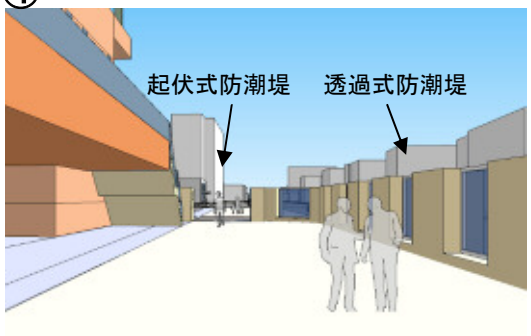

この整備例は、委員会で検討した津波防護施設整備計画（委員会推奨案）の考え方を踏まえ、津波防護施設を整備した場合のイメージであり、施設の整備位置・構造等については、確定したものではない。

Ｊ－オイルミルズ周辺ゾーン

工場敷地内は、工場の施設を防護できるよう水際に配置

③

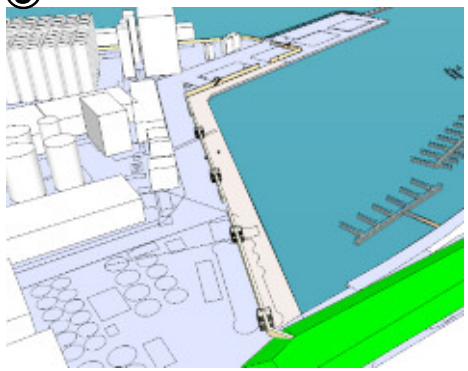

①

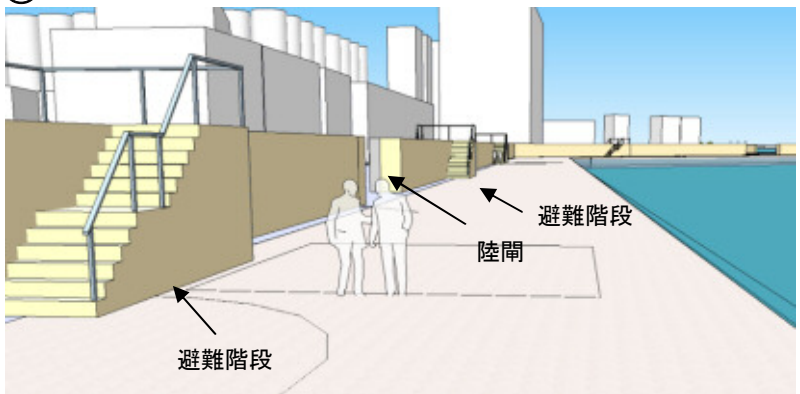

津波防護施設には、乗り越えられる避難階段を設置し避難ルートを確保

②

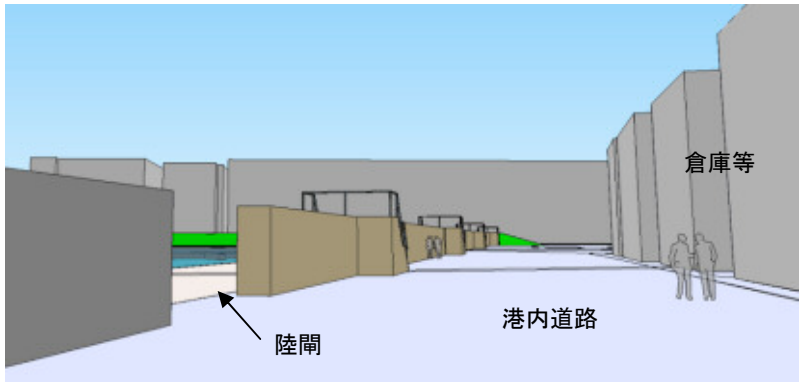

車両等の動線を考慮し陸閘を配置

この整備例は、委員会で検討した津波防護施設整備計画（委員会推奨案）の考え方を踏まえ、津波防護施設を整備した場合のイメージであり、施設の整備位置・構造等については、確定したものではない。

水産業振興ゾーン

①

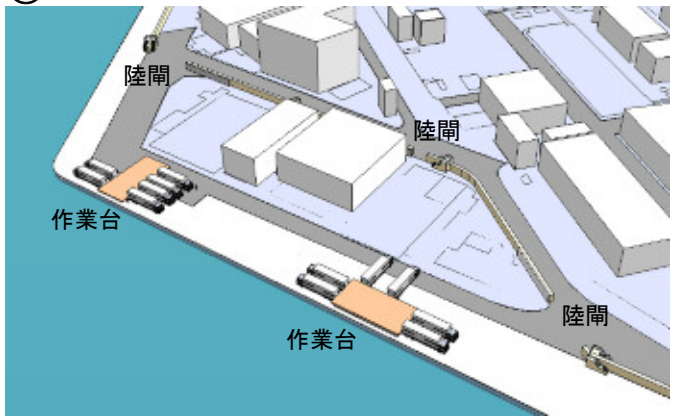

地区の事業所や岸壁への車両動線と考慮し陸閘を配置

②

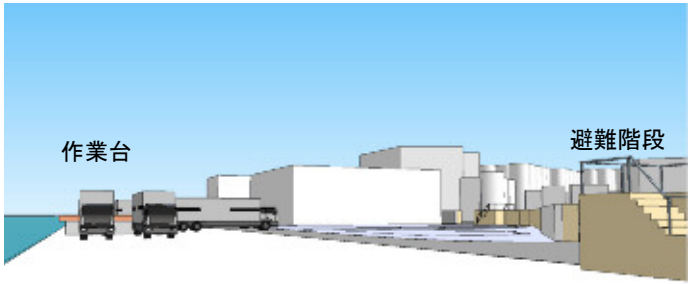

岸壁に出入するトレーラー等の動線や荷役スペースを考慮し津波防護施設を配置

③

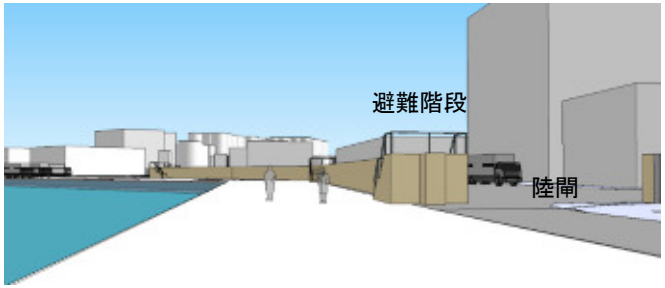

津波防護施設には、乗り越えられる避難階段を設置し避難ルートを確保

この整備例は、委員会で検討した津波防護施設整備計画（委員会推奨案）の考え方を踏まえ、津波防護施設を整備した場合のイメージであり、施設の整備位置・構造等については、確定したものではない。

魚市場賑わいゾーン

①

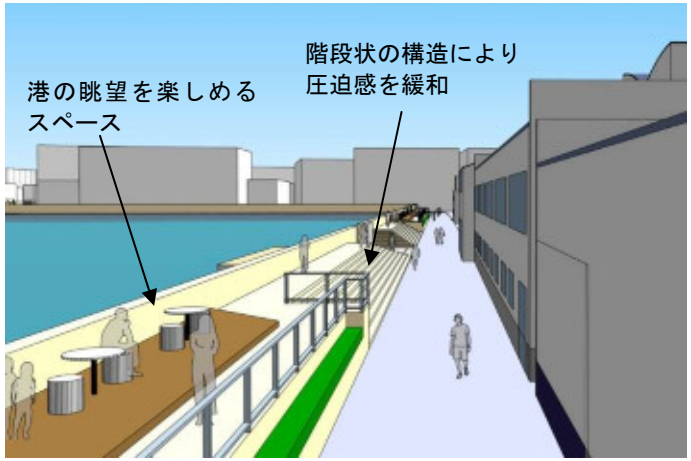

②

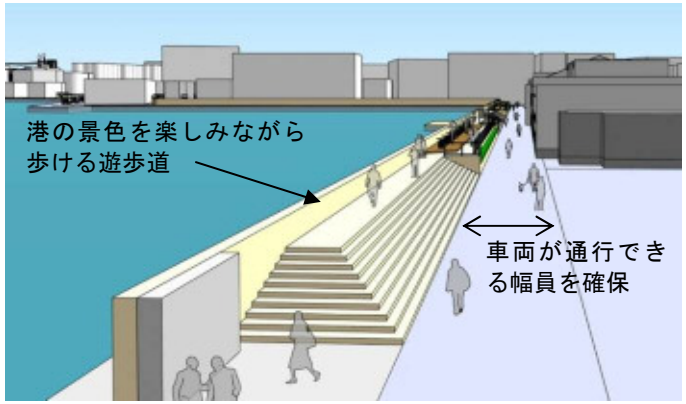

③

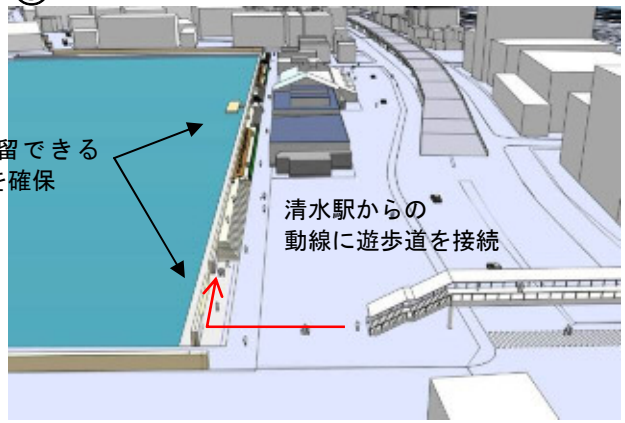

この整備例は、委員会で検討した津波防護施設整備計画（委員会推奨案）の考え方を踏まえ、津波防護施設を整備した場合のイメージであり、施設の整備位置・構造等については、確定したものではない。